

規制委の権威を損なう島崎・有識者会合の非常識

1. はじめに

原子力発電所の活断層問題は既に第63号及び第66号で取り上げたが、公正中立な技術的議論も満足に行われないうまま、「活断層の可能性あり」という一方的な議論だけが既成事実化されようとしている。更には、「発電用軽水炉原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム」（以下、検討チームと云う）においても同様な一方的な議論が行われている。これらが、島崎委員の非科学的な誘導的運営にあることは事実で、原子力潰しを図っているとしたかと思えず、会議の運営自体に大きな疑義を抱かざるを得ない。見せかけのポーズで民主的運営のアリバイ作りは専門家には通じないことを以下に示したい。



まやかしの議論の実態を明らかにするため、検討チームにおける審議過程を精査してみた。以下のような問題点が浮かび上がってきた。活断層であることを強引にかつ恣意的に結論づけようとしている意図は次のように評価できる。

1) 外部専門家の公平な議論が望まれるところ、島崎委員流のバイアスのかかった議事運営が議論をミスリードしている。事柄の重要性を勘案すると、この状況は容認できない由々しき問題である。

2) 専門分野の委員から適切な指摘がなされても、島崎委員らの意見にそぐわない発言は巧妙に無視され、真剣に議論されるべき有用な意見がガス抜きに使われ、結果に反映されていない。科学者が科学を無視した審議運営方法は非民主的であり、とても容認できるものではない。

3) また事業者からの意見の聴取についても、窓口は開けているとはいいつつ、形だけの民主的運営を弄する結果になっており、それが見え透いているだけに、大事に至る前に、その実態を国民に知ってもらわなければならない事態に至っている。

4) これまでの島崎委員の議事進行をつぶさに調べてみると、原発潰しにかかっている（産経社説）としか思えず、今後国の将来に大きな災いをもたらそうとしている。国民として看過できる状況ではない。

上記問題の具体的な根拠は以下の通りである。

2. 調査の進め方の不公正について

検討チームの構成員の専門分野：

検討チームは、11名で構成されている（専門分野：地震動2名、確率、統計論1名、地盤工学1名、津波3名、建築2名、海洋地質1名、変動地形学1名）。活断層の認定の考え方は本基準の大きな柱でありその考え方が後段の施設の具体的設計に大きな影響を及ぼすものであるが、本来これに詳しい構造地質の専門家は一人もおらず、実際の議事録を見ると1名の変動地形学者（鈴木委員）がこの構成メンバーの唯一の専門家としてリードしていることがわかる。彼と島崎委員で結論が出せる構図は議事録からも見え見え。

民主的と云えない会議運営：

本検討チームでは常識的な会議運営（①委員に対し広く公平に意見を聞き、最善の結論に導く ②当該分野の専門家の意見は尊重する ③座長は、先入観を持って恣意的な議事進行は行わない）が適用されていない。

断層変位に関して、断層変位の専門家である谷委員（地盤工学）が長年にわたる自らの豊富な研究実績に基づいて「予測することが容易でないことを認識しているが、工学的問題として安全かどうかはきちっと照査することが（規制の（筆者注））基本のスタンスであり、そのときに最適の手法を積み上げていった最終的な判断を専門家が行うというスタンスを崩すことはおかしい。」（「検討チーム（第11回会合）傍聴者メモ」より）と主張されているのに、断層変位に関して専門でない建築分野の和田委員等が「解析結果と実験結果が一致することはほとんどない。目に見えない地盤を対象に解析するにしても、FEM解析で説明がつくのか。解析ツールを高度化すればするほど、（境界条件等の取扱い等で（筆者注））解析する人によって結果にばらつきが生じる。」（「検討チーム（第11回会合）議論のポイント」より）といった一般的な後ろ向きコメントで議論の腰を折り、その流れを引き取って島崎委員が「この解析ツールでは、現状ではまだ実用段階ではないというのが結論である。さらに研究を進めてほしい」（「検討チーム（第11回会合）議論のポイント」より）と結論付けている。

それぞれの分野の専門家がいながら、専門家の見解を無視して専門外の委員の意見を結論に持っていき島崎委員の会議運営は、公平性に欠けるだけでなく意図的と言わざるを得ず、偏った議事進行が行われている証左だと指摘したい。しかも、活断層による立地制限は海外では全く受け入れられない規定であり、「世界最高水準の安全」は縛りを厳しくすれば達成できるとはき違えている無知によるものであり、再び国内だけで通用する「規制のガラパゴス化」に陥る愚行の繰り返しにつながるだけである。

事業者排除の愚かさ：

現場経験の皆無である規制委員や規制庁職員が、事業者の説明に真摯に耳を傾けないでポーズだけで規制ができるとするのは旧保安院の二の舞である。事業者排除は規制委の見当違いであり非民主的な会議運営と言われても仕方がない。国会事故調の“規制の虜”を誤解している。説明をしっかりと聞き、その場で双方の意見を戦わせてこそ議論が正しい方向に収束し国民を納得させることが出来るのである。

3. 事業者に対する要求の非合理性

1) 読売新聞への島崎委員寄稿のまやかし：

4月2日の読売新聞に、断層問題に関する島崎委員の見解が掲載されているが、そこで述べている内容は以下のごとくまやかし以外の何物でもない。

① 悪魔の証明は隗より始めよ：

電力会社がデータを揃えて活断層ではないと証明しているのに活断層の可能性は否定できないとして、電力会社に「活断層でないことを証明せよ」と要求することは、論理的に証明不可能な要求（「悪魔の証明」）である。島崎氏が活断層があるかも知れない科学的証拠を先に示すのが、学識経験者としての最低のマナーであろう。

② 責任転嫁：

断層調査は、『旧原子力安全・保安院の審議で「どうもおかしい」と議論になった「いわくつき」の断層について実施している』と自らの責任を放棄するような言い訳をしている。旧原子力安全・保安院の負の遺産を引き継いだと弁解するのであれば、その当時審査した専門家を排除しているのはどういう理由か。いずれも思いつきの規制行政と批判されても仕方がない。こういうプロセスで決められた決定は専門家には認められない。法文化されても後刻覆される。

③ 偏った委員人選：

「専門家の意見は一致する」とあるが、同じ意見の専門家だけいくら集めたところで、「全員一致の議決は無効」の原則に陥り再審査が待っている。断層問題の有識者会合の実態は、特定の委員のお眼鏡にかなった委員だけを集めた検討会であり、透明な組織と云える代物ではない。

④ 責任所在問題の誤解：

現地調査について、「掘削場所が悪かった」「電力会社が調査したのを見に行き」と言っているが、これまた無責任極まりない発言で、「実証責任は電力にある」という責任転嫁的思考である。現地調査における島崎委員の挙動はわずか数分間の調査だったという。横暴極まりない態度で、目撃者のひんしゅくを買っていたという。規制委員としての品格にかけないか。

⑤ 事業者に対する非民主的運営：

「電力会社とのコミュニケーションは重要」「新たなデータが出れば必ず検討する」と述べていることは誠に感心する姿勢であるが、実際は全くの逆の姿勢である。これまでも度々指摘されてきたように「規制の虜」と批判されることを恐れて事業者とのコミュニケーションを取らず、新たなデータが出てもおざなりな審議をして捨て置く姿勢が明らかとなっており、敦賀破砕帯の第3回評価会合で、事業者から説明をさせておいて、その議論は事業者を退席させた後で行っていることが如実に物語っている。

⑥ 島崎委員の資格要件を疑う：

「電力は専門家以外が出てきて、専門家同士の議論を阻害している」かの発言があるが、事業者を侮辱する発言であり、「我々の主張を分かっただけない」と嘆く前に、自らの姿勢を正すべきである。ちなみに、島崎委員は東通原発の実地検査で、6年もかけて行った検査結果を寒さのため数分しか検分しなかったとのことであり、この態度だけで、この人物の規制委員としての適格性が問われて当然であろう。

2) 事業者は被告か

4月4日の電気新聞で、個別施設の審査について刑事裁判に例えた以下の記事が書かれてあった。『電気事業者は被告、一方の規制委員会は検察官であり裁判官である。十分な物的証拠がなくても「可能性あり」という推測だけで事業者を裁く権限を持ち、事業者が身の潔白を立証しない限り「推定有罪」を宣言できる。』という内容のものだった。

この基準の検討チームには、個別審査に携わっている委員も含まれていることから、電気新聞の記事に例えらると、規制委員会は検察官、裁判官の立場にあるだけでなく、ルールを定める立法、すなわち「国会」の権限まで有している独裁的な組織になりうるものが危惧される。規制委員は規制業務を独裁的に裁断を下して良いのか。規制委員会の権威と尊厳のため、彼の存在は障害ではないだろうか。

規制委員会はこうした強い権限を有した立場にあることを十分認識した上で、事業者の意見を十分聴取し納得いくまで議論を重ね社会に対して何が最善かを議論することが、「国内外の信頼回復」を図る最善の道である。

規制委員にこういった理不尽な権限を与えた結果禍をもたらすのであれば、法改正を急ぎ、規制委員会か規制委員の選定条件を改正すべきだろう。このような越権行為を取って平気なら、国会の原子力問題調査特別委員会に訴えるべき。このような委員に日本の将来が左右されることなどあってはならないことだろう。

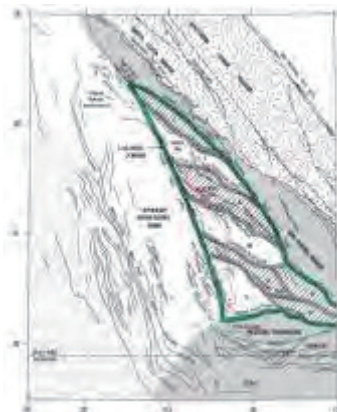
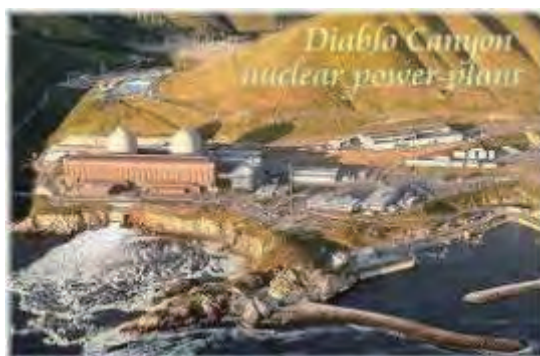
4. 工学的耐震対策の検討不十分

設計基準は構造物を設計するために定めるものであり、工学的な判断が必要になってくるのが通常である。しかしながら、検討チームには設計・建設・運転等に携わった経験のある委員は見当たらない。この事自体、間違った委員会の運営方法である。

しかも、そうした委員が、以下のような見当はずれの意見を述べ、あたかも危険であるかのごとき議論を展開している。

例えば、「・・・ある施設が断層で傾いたり、破壊されたりしても被害はそれで終わるが、原子力発電所の場合は・・・原子炉の施設が壊れるだけでは済まない」とか「弾性解析をベースに体系が作られているが、その体系の中に一ヶ所だけ大きな変形問題を取り入れると、その周辺でトラブルが起こる。」と云った非現実的発言である。如何にも安全でないといった印象を与える専門外の委員の発言は百害あって一利なしである。原子炉建屋は厚さ数メートルの強固な基礎（鉄筋を密に配した人工岩盤）の上に設置されていることや、大変形まで考慮した設計体系になっていることを知らずに無責任な発言を行う専門家は、議論

一方、米国では、「地震と地盤に Appendix A part 100）」に、地表断層がある場合でも合理的な根拠を提示すれば原子力発電所の建設が可能である、と規定されており、実際問題として、米国ではDiablo Canyon原子力発電所で近くに長い断層がありながら手順を踏んで運転を許可した。



を誤った結論に導く。

関する立地基準（10CFR

5. 結言

我が国においても、最終的に構造物の設計に適用する基準は、適用する構造物の設計に長じた専門家を含めて議論すべきである。島崎委員はこの分野の素人である。そのことを弁えて、検討は規制庁に任せ、結論だけを聞けばよいし、それが常識的な運営である。